明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一一）　一
○経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**一六）　四
○重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（**同**一七）　七
〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**七一～七四、七七、七八）　一〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**七五）　一三
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**七六）　一三
○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（**農林水産**七三四）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　三九
会社その他
会社決算公告　四〇

省令

○農林水産省令第十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項及び第五条第一項第二号の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一ねむのきの項の次に次のように加える。

アルブカ　スピリリス	Albuca spirilis L. f. [Albuca spiralis L. f.]	草花

別表第一アフェランドラ　スクアロサの項の次に次のように加える。

アメリカホドイモ	Apios americana Medik.	食用作物

別表第一アスター（旧しおん）の項中「アスター（旧しおん）」の次に「（ミヤマヨメナ（旧ミヤコワスレ）を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

ミヤマヨメナ（旧ミヤコワスレ）	Aster savatieri Makino [Gymnaster savatieri Makino Kitam.] [Miyamayomena savatieri (Makino) Kitam.]	草花

別表第一おおしまかんすげの項の次に次のように加える。

カレクス　トリフィダ	Carex trifida Cav.	草花

別表第一ケラトステイグマ　ウィルモッティアヌム（るりまつりもどき）の項の次に次のように加える。

ハナズオウ	Cercis L.	観賞樹

別表第一においあらせいとう」を「カスマンティウム　ラティフォリウム」に、「Cheiranthus cheiri L.」を「Chasmanthium latifolium (Michx.) H. O. Yates」に改め、同表エリンギウムの項の次に次のように加える。

エリシムム	Erysimum L.	草花
エスカリョニア　ラエウィス	Escallonia laevis (Vell.) Sleumer	観賞樹

別表第一まさきの項の次に次のように加える。

ユーフォルビア　アミグダロイデス	Euphorbia amygdaloides L.	草花
	Euphorbia characias L.	草花

別表第一ユーホルビア　ヒベリシフォリア（おとぎりばにしきそう）の項中「ユーホルビア　ヒベリシフォリア（おとぎりばにしきそう）」を「ユーフォルビア　ヒベリキフォリア」に改め、同表グロキシニアの項及びハワーシア　モーガニーの項を削り、同表ハワーシア　ムチカの項の次に次のように加える。

ハワーシア　モーガニー	Haworthia truncata Schönland var. maughanii (Poelln.) B. Fearn [Haworthia maughanii Poelln.]	草花